

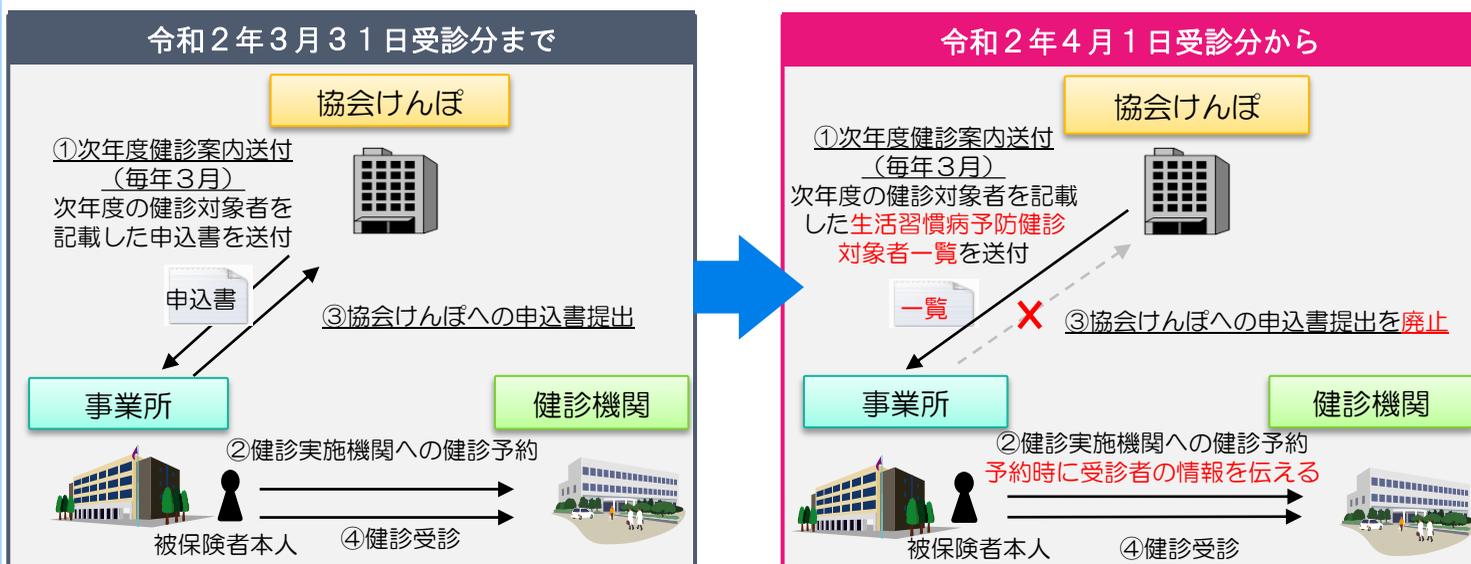
令和2年度受診分より生活習慣病予防健診の協会けんぽへの申込みが不要となります

現在生活習慣病予防健診を受診するにあたっては協会けんぽに対する申込みが必要ですが、加入者（被保険者）・事業主様の事務軽減の為、**令和2年4月1日受診分から協会けんぽへの申込みを廃止することといたしました。**つきましては、以下の通り申込みの廃止についてお知らせします。



1. 申込書の廃止に伴う変更点

- 令和2年4月1日受診分より申込書の提出は不要となります。



- 事業主様向け健診案内の内容を変更します。

毎年3月に協会けんぽから事業主様へ次年度の健診対象者を記載した申込書を送付しておりましたが、令和2年度受診分（令和2年3月送付予定分）からは、申込書に代えて、健診対象者の情報を記載した生活習慣病予防健診対象者一覧を送付します。

- 情報提供サービス（事業主様向け）の機能が一部変更されます。

申込書の廃止に伴い、令和2年2月下旬（予定）より、情報提供サービスの機能が一部変更となります。

2. 加入者・事業所様へのお願い

- 健診機関への予約申込みについて

令和2年4月1日受診分より、協会けんぽへの申込みは廃止となるため、健診実施機関への予約申込みを行う際には、保険証に記載されている記号・番号、保険者番号、生年月日や、受診する健診項目、健診予定日等の情報をお伝えいただく必要があります。

- 令和元年度受診分の申込みについて

令和2年3月31日受診分までは、現行どおり申込みが必要です。すみやかな申込みをお願いいたします。（受診日の2週間前までに、協会けんぽへ提出していただきますよう、お願いいたします。）

ジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りします

処方されたお薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合にどのくらいお薬代が軽減されるかを試算した「ジェネリック医薬品軽減額通知」をお送りします。

協会けんぽでは加入者の皆さまのお薬代の負担軽減が図られるほか、健康保険財政の改善にもつながることから、ジェネリック医薬品の普及を推進しており、取組みの一環として、ジェネリック医薬品軽減額通知を実施しています。

ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師・薬剤師にご相談ください。



送付時期・対象者・送付先

- 送付時期 令和2年2月頃に2回目を送付（令和元年8月頃1回目を送付済）
- 送付対象者 全国健康保険協会（協会けんぽ）の加入者で下記要件に当てはまる方
 - ・生活習慣病や慢性疾患などの先発医薬品を長期間服用されている方
 - ・お薬代の自己負担軽減額が一定額以上見込まれる方 等
- 送付先 加入者（被保険者）の方の住所へ直接送付いたします。

※すべての加入者様に通知されるものではありませんがお知らせを希望されない方は
く全国健康保険協会（協会けんぽ）長崎支部 095-829-6000くにご連絡下さい。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは？

効き目や安全性が先発医薬品と同等と厚生労働省から認められたお薬です



なおかつ先発医薬品の有効成分を利用して開発しているため価格は5割程度、中にはそれ以上安くなる場合があります。

服用しやすいお薬へ製造の工夫が図られています



- 製剤の小型化 大きさを小さくし飲みやすく改良。
- 剤形の変更 飲みやすい形状に改良。
- 味の改良 にがみ等を抑えた味に改良。

ジェネリック医薬品普及啓発に向けた広報について

協会けんぽ長崎支部では、5人の戦隊ヒーローのキャラクターでジェネリック医薬品の普及啓発を行っています。

2月にTVCMでも放送されますので、是非ご覧ください！



TVCMが始まる前に動画を見てみたい方
※動画掲載ページはこちらから↓

